

——災害時の避難に支援が必要な方へ—— 災害時の“もしも”に備える 「避難行動要支援者避難支援制度」をご存じですか？

Q 「避難行動要支援者避難支援制度」とは？

在宅の高齢者や障がい者などのうち、災害時に家族以外の方の支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿を作成し、安否確認や避難時の支援に役立てます

作成した名簿は、自治会や民生委員・児童委員といった避難支援等関係者と共有することで、災害情報の提供や安否確認、避難誘導などの支援につながります。

村では、災害が発生した際に地域の協力を得て、避難行動要支援者をみんなで助ける仕組みを作るために、この制度を導入しています。

Q 「避難行動要支援者」として名簿に登録できる人は？

災害時に、自力または家族の手助けだけでは避難所等まで行けない在宅の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方が登録できます

- ①65歳以上の高齢者（要介護認定者や身体が弱っている方等）
- ②身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちで、▽肢体不自由▽聴覚障害・平衡機能障害▽視覚障害——のいずれかに該当する方
- ③療育福祉手帳「A、A」をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
- ⑤①～④に準ずる方（難病や小児慢性特定疾病の方、医療的ケアが日常的に必要な方、身体障がい者補助犬を同伴する身体に障がいのある方、65歳に満たない要介護認定者等）

Q 名簿への登録方法は？

民生委員・児童委員やケアマネジャー等からの情報提供の他、本人やご家族からの申し込み後に、村で状況を確認の上、対象となった場合に登録となります。

名簿への登録を希望する方は、まずはお気軽にご相談ください。また、周囲に対象とみられる方がいる場合は、情報をお寄せください。

【受付日時】

月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

【申し込み・問い合わせ】

▽①に該当する方は…地域福祉課高齢支援担当（役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1135）

▽②～④に該当する方は…総合相談支援課障がい福祉担当（総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525）

※⑤に該当する方は、どちらでも相談できます。

Q 登録した後は？

情報提供への同意をした方の情報が、避難支援等関係者に共有されます。この情報を基に、可能な範囲で、災害時に避難等の支援が受けられます。また、登録になった方の情報を定期的に確認していきます。

名簿への登録と支援の流れ

